

# 『訪問介護』料金表

令和6年6月改訂

(特定事業所加算Ⅰ適用)

訪問介護		1割
身体1・Ⅰ	身体介護20分以上30分未満	293
身体1生活1・Ⅰ	身体介護20分以上30分未満に引き続き生活援助20分以上45分未満	371
身体1生活2・Ⅰ	身体介護20分以上30分未満に引き続き生活援助45分以上70分未満	449
身体2・Ⅰ	身体介護30分以上1時間未満	464
身体2生活1・Ⅰ	身体介護30分以上1時間未満に引き続き生活援助20分以上45分未満	542
身体2生活2・Ⅰ	身体介護30分以上1時間未満に引き続き生活援助45分以上70分未満	620
身体3・Ⅰ	身体介護1時間以上	680
身体3生活1・Ⅰ	身体介護1時間以上に引き続き生活援助20分以上45分未満	758
身体4・Ⅰ	身体介護が90分以上2時間未満	779
生活2・Ⅰ	生活援助20分以上45分未満	215
生活3・Ⅰ	生活援助45分以上75分未満	264
予防型訪問介護		1割
訪問型サービス(11)	1週に1回程度の場合(1月につき)	1176
訪問型サービス(12)	1週に2回程度の場合(1月につき)	2349
訪問型サービス(13)	1週に2回を超える程度の場合(1月につき)	3727
訪問型サービス(21)	標準的な内容の指定相当(1回につき)	287
訪問型サービス(22)	生活援助が中心で20分以上45分未満(1回につき)	179
訪問型サービス(23)	生活援助が中心で45分以上の場合(1回につき)	220
加算サービス		1割
初回加算		200
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数に14.5%を乗じた単位数	

・**特定事業所加算**…介護度の高い利用者や支援が困難な場合においても、質の高い介護サービスを提供し厳しい算定条件を満たす運用を実施している事業所に対して支払われる加算。

・**介護職員処遇改善加算**…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算。

令和 年 月 日

(事業所名) フレアスヘルパーステーション盛岡

(説明者)

(利用者氏名)